

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

商品パンフレット 兼 契約概要

2016.5



収入保障保険

(払込期間中無解約返戻金型)

無配当

家族へ毎月の安心を
お届けします



©NIPPON ANIMATION CO.,LTD.

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

死亡時の保障

病気・ケガの保障^注

注 特約を付加した場合の保障です。

保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報をまとめた「契約概要」を掲載していますので、ご検討に際して必ずお読みください。

三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV)」へワクチン等の購入費用を寄付します。



&LIFE 収入保障保険

万一のとき、 毎月のお給料のように 年金をお届けします。

※「&LIFE 収入保障保険」は「収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当」の販売名称です。

たとえば…

お父さんに万一のことがあったら…



そのとき、&LIFE 収入保障保険は…



保障の考え方

毎月の収入が「いくら」、「いつまで」必要なかを考えましょう。



万一のときの保障は「いくら」あればいいのでしょうか？

- 万一のときでも、収入が確保されていれば今までと変わらない生活を続けることができます。「現在の収入」から「不要になる金額」を差し引いて考えましょう。たとえば…



※1 団体信用生命保険にご加入の場合、保険金で住宅ローンの残債が清算されるため、以後の住宅ローン返済は不要になります。

※2 万一のとき、以後のご主人の生活費(食費・被服費・小遣い等)が不要になります。その金額は、以下の条件の場合、104万円{(600万円-80万円)×20%}になります。

- ・年収:600万円(月収40万円×12か月+ボーナス60万円×2回)
- ・住宅ローン返済額:80万円(年額)
- ・生活費に占めるご主人の生活費の割合:20%

- 家族構成や職業により遺族年金の金額は異なります。万一のときの「遺族年金」がどのくらいあるのかも把握しましょう。たとえば、18歳未満のお子さまが2人の会社員の世帯で考えると…



※会社員・公務員・教職員については、平均標準報酬月額を35万円、平均標準報酬額を45万円、厚生年金の加入月数は平成15年3月以前を150か月、平成15年4月以降を150か月として計算しています。

※公務員・教職員が平成27年9月までの旧共済年金の加入期間を有している場合には、その加入期間に応じた年金が遺族厚生年金に上乘せ支給されるケースがあります。

※計算にあたっては平成27年10月時点の価格を使用しております。遺族年金の支給条件等の詳細は、遺族基礎年金については市町村役場、遺族厚生年金については年金事務所・各共済組合等にお問い合わせください。

- 「必要な生活費」から「遺族年金」を差し引いた不足分を確保しておけば安心です。たとえば、18歳未満のお子さまが2人の会社員の世帯で考えると…



万一のときの保障は「いつまで」あればいいのでしょうか？

- ご家族の構成や年齢によって、万一のときの保障が必要な期間を考えましょう。



特徴としくみ

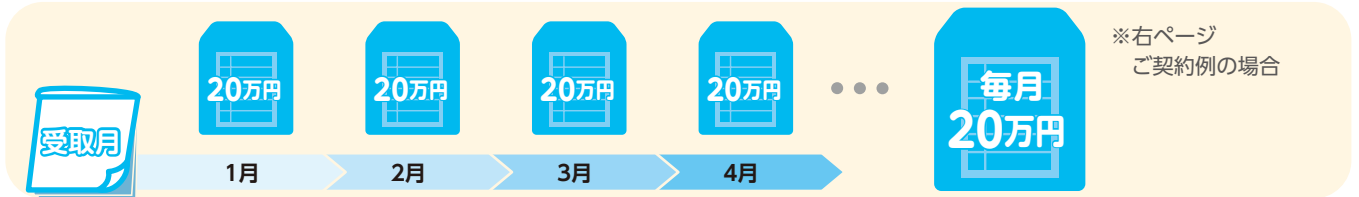
この商品の魅力をご紹介します。



特徴

1 毎月一定の生活費を確保できます

- 被保険者が保険期間中に死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態になられたとき、収入保障年金・高度障害年金を保険期間満了まで毎月お受け取りいただけます。

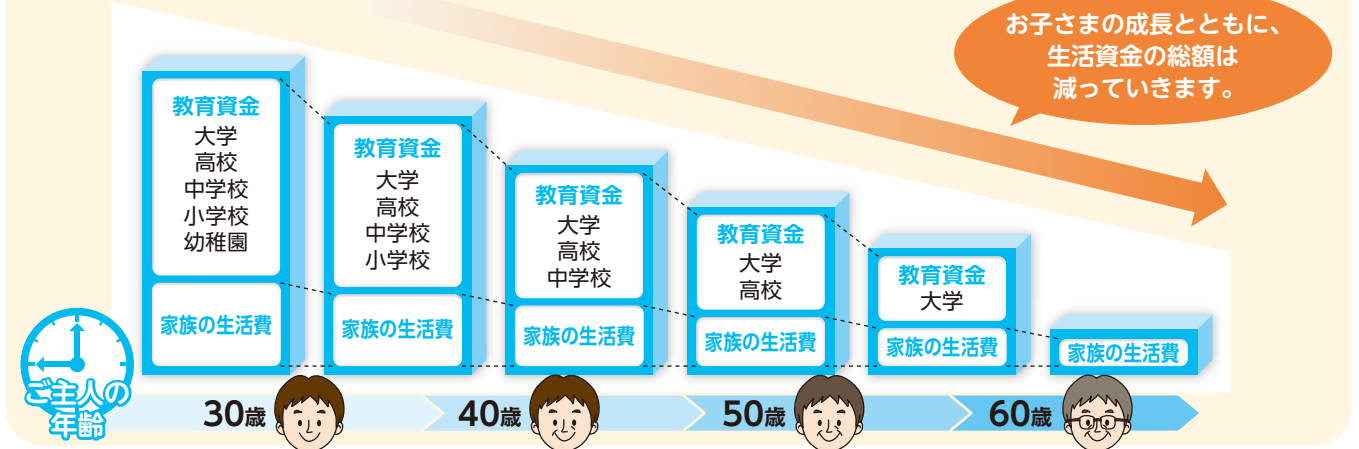


特徴

2 必要な保障額に合ったカタチです

- 一般的に、必要となる保障額はお子さまの成長とともに減っていきます。期間の経過とともに年金受取総額が減少していきますので、合理的に保障を確保できます。

必要となる生活資金の推移



特徴

3 ニーズに合わせて保障のタイプを選べます

- 「年金の受取タイプ」を選べます。

定額型 A型 無事故
給付金あり

無事に保険期間満了を迎えると、無事故給付金(基本年金月額×1か月分)をお受け取りいただけます。

定額型 B型 無事故
給付金なし

無事故給付金がないため、お払込みいただく保険料がA型より割安になっています。

増進型 B型 年金月額
が増加

年金月額が毎年3%複利で増加します(ただし、基本年金月額の3倍を限度とします)。無事故給付金はありません。

- 「最低支払保証期間」を選べます。

5年保証 保険期間が残り5年に満たない時点で死亡された場合でも、**5年間(60回)**年金をお受け取りいただけます。

2年保証 保険期間が残り2年に満たない時点で死亡された場合でも、**2年間(24回)**年金をお受け取りいただけます。

- 「保険料の払込期間」を選べます。

定額型・B型の場合、保険期間と保険料払込期間が同一の全期払だけでなく、保険料のお払込みが保険期間満了より前に終了する短期払も選べます。

しくみ 必要な保障のカタチに合った合理的なしくみです

収入保障保険 (払込期間中無解約返戻金型)

無配当

ご契約例

最低支払保証期間5年 定額型・B型
ご契約年齢・性別:30歳・男性
基本年月額:20万円
保険期間・保険料払込期間:60歳満了
保険料払込免除特約付
月払保険料(口座振替):6,902円

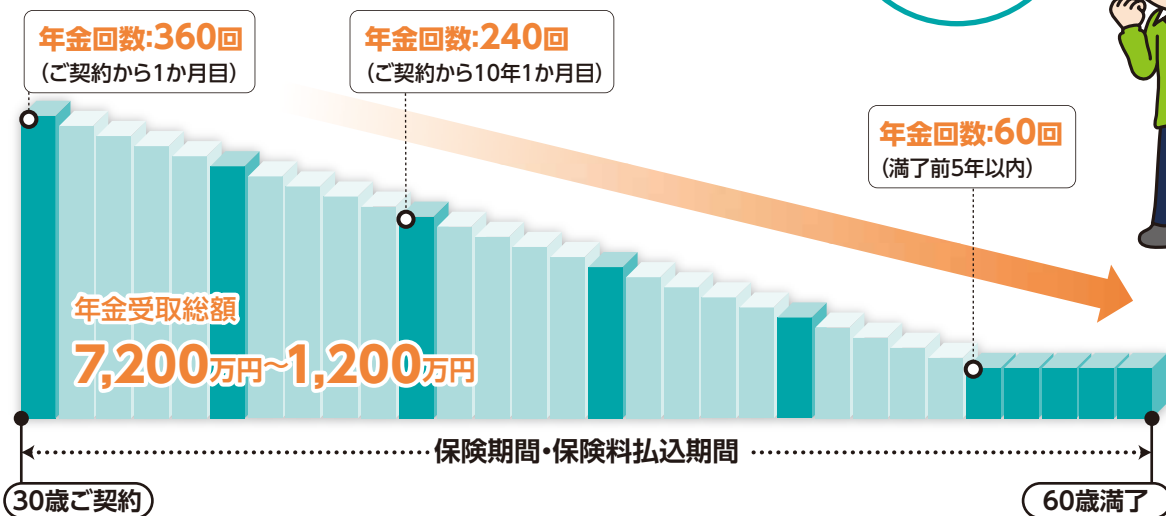
■万一のことがあったときから保険期間満了まで年金が受け取れます。



※保険料払込期間中に解約したときは、解約返戻金がありません。
※保険料払込期間が保険期間よりも短い場合、保険料払込期間満了後に解約返戻金が発生する場合があります。
すべての保険料が払い込まれていないときは、解約返戻金がありません。解約返戻金があるときは、保険料払込期間満了後、解約返戻金は期間の経過とともに減少し、保険期間満了時には0円となります。

保険期間が経過するにつれて
受取総額は減っていきます。

■年金受取総額を図で表すと以下ようになります。



必要な保障額に合わせて受取額が減っていくので合理的だね。



※収入保障年金と高度障害年金は重複してお支払いできません。

あらかじめ決められた期間、決められた金額をお届けし、残されたご家族の生活をサポートします。



お受取例

万一のときにお受け取りいただける年金のイメージをご説明します。



具体的なお受取例 (P4 ご契約例の場合)

ご契約から10年1か月目

 **40歳**で亡くなられたとき



年金受取総額
4,800万円を
お受け取り
いただけます

ご契約から20年1か月目

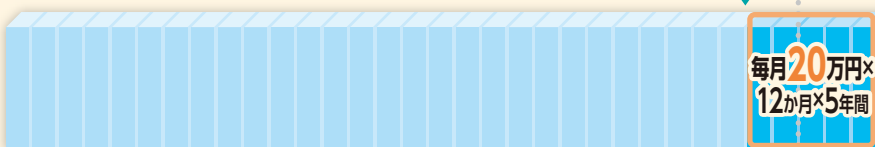
 **50歳**で亡くなられたとき



年金受取総額
2,400万円を
お受け取り
いただけます

保険期間満了前5年以内

 **58歳**で亡くなられたとき



年金受取総額
1,200万円を
お受け取り
いただけます

※保険期間満了前5年以内は5年間(60回)の年金支払を保証します。



30歳



40歳



50歳



60歳満了

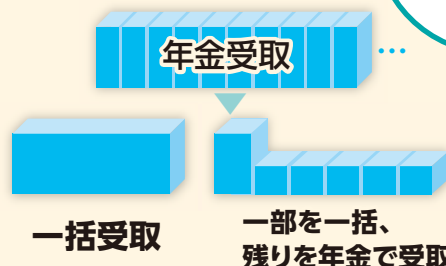


●さらに、このような受取方法もあります。

まとまった資金が必要な場合等、年金を月々受け取るのではなく、将来お支払いする年金の現価相当額を「一括」、または「一部を一括、残りを年金」でお受け取りいただくことも可能です。

※上記の方法で受け取る場合の金額は、月々受け取る場合の受取総額よりも少なくなる場合があります。

※年金の一部を一括で受け取り、残りを年金で受け取るには、お支払事由が発生し年金を請求されるときに「年金支払特約」を付加していただきます(当社所定の条件を満たす場合に限りです)。



まとめて
受け取ることも
できるのね。



特約

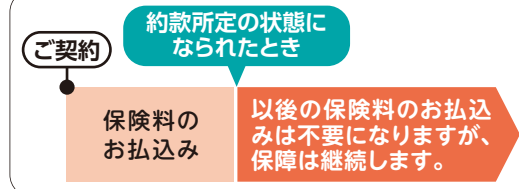
プラスすることで保障がさらに充実します。



保険料払込免除特約

次のいずれかに該当したとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みが不要になります。

- 特定疾病 (悪性新生物 (ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中) になられたとき
- 特定障害状態になられたとき
- 約款所定の要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき



特定疾病 特定疾病とは次のいずれかをいいます。

● 悪性新生物 (ガン)

責任開始期前を含めて初めて悪性新生物 (ガン) にかかったと医師によって診断確定されたとき

ただし次の場合を除きます。

- ・ 上皮内ガン
- ・ 悪性黒色腫以外の皮膚ガン
- ・ 責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン

● 急性心筋梗塞

初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき (狭心症等は除く)

● 脳卒中

初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象)



特定障害状態 国民年金における障害基礎年金の障害等級1級に相当する状態です。

障害等級1級とは?

身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態をいいます。日常生活でいえば活動の範囲が、概ね寝室内 (ベッド周辺) に限られている状態です。

特定障害状態とは、国民年金法施行令第4条の6別表 (平成13年1月6日現在) の障害等級1級に定める程度の障害の状態 (下記) にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

病気・ケガを問わず

- 両眼の視力の和が0.04以下 (矯正後) のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの

- 前記に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前記と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前記と同程度以上と認められる程度のもの



約款所定の要介護状態^{注1}

病気・ケガを問わず①または②に該当する場合をいいます。

① 次の(A) + (B) に該当する場合

(A) 常に寝たきり状態で、ベッド周辺の歩行が自分ではできない

+

(B) 次のいずれかの2つ以上に該当して、他人の介護が必要

- 衣服の着脱が自分ではできない
- 入浴が自分ではできない
- 食物の摂取が自分ではできない
- 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

② 認知症と診断確定され、他人の介護が必要な場合^{注2}

注1 約款所定の要介護状態の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

注2 約款所定の認知症とは、器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態を指します。

特約

プラスすることで保険料がより割安になります。



健康優良割引

- 被保険者の健康状態その他が当社所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより、健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じて保険料を割引きます。

※「健康優良割引」は「区分料率適用特約」の販売名称です。

※「健康優良割引」の各基準に該当しないからといって、被保険者の健康状態や運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。

※「健康優良割引」は、基本年金月額等によっては適用できない場合があります。



非喫煙者基準

- 過去1年間喫煙していないこと
(喫煙には、紙巻タバコその他、葉巻、パイプ等を含みます)

⚠ 告知に加えて当社所定の検査で確認させていただきます。受動喫煙(副流煙)等の影響で喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。



優良体基準(下記のすべてに該当)

- 血圧値が当社所定の範囲内であること
- BMI(ボディ・マス・インデックス)の値が当社所定の範囲内であること

血圧値の基準 (mmHg)

最高	最低
139以下	89以下

※血圧値が最高値・最低値ともに上表の範囲内であることが必要です。

BMI(ボディ・マス・インデックス) 値の基準

BMI値は、身長体重のバランスを判断する指標のひとつとして国際的に広く用いられています。

$BMI値 = 体重(kg) \div 身長(m)^2$ 当社所定の優良体の基準はBMI値が、18.0以上27.0以下です。

[端数処理について]

「体重(kg)」は小数点以下第1位を、「身長(m)」および「{身長(m)}²」は小数点以下第3位を、それぞれ切り捨て、BMI値は小数点以下第2位を四捨五入します。

- 「非喫煙者基準」または「優良体基準」に該当された方はさらに割安になる場合があります。



優良運転者基準(下記のいずれかに該当)

- 自動車保険の契約等級が12等級以上であること
- 「ゴールド運転免許証」を持っていること
- 運転免許を持っていないこと

※免許の取消・停止の場合を除きます。



ご契約例

収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 無配当
最低支払保証期間5年 定額型・B型
ご契約年齢・性別:30歳・男性
基本年金月額:20万円
保険期間・保険料払込期間:60歳満了
保険料払込免除特約付
月払保険料(口座振替):6,902円

左記ご契約例で、健康優良割引のすべての基準を満たす場合

月払保険料(口座振替) **4,951円** (SD非喫煙者優良体保険料率)
※SD:優良運転者(セーフティ・ドライバー)

Q&A

お客さまからのご質問にお答えします。



年金をもらえない場合があるの？



たとえば次のような場合には、年金等をお受け取りいただけません。

- ▶ 故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約または特約が解除されたとき
例) ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき
- ▶ 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき
- ▶ 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき
- ▶ 責任開始日(または復活日) からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき 等

⚠ 詳細につきましては、「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」の「年金等をお支払いできない場合」によりご確認ください。

解約したら払い込んだ保険料は戻ってくるの？



払い戻しはありません。

- ▶ この保険は保険料払込期間中に解約した場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間よりも短い場合、保険料払込期間満了後に解約返戻金が発生する場合があります。
- ▶ 年払または半年払のご契約の場合、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があれば払い戻します。

将来、一生涯の保障に変更したい場合はどうすればいいの？



告知書の提出なしで、新しい保険種類へ加入することができます。

- ▶ ご契約後、当社所定の範囲内(ご契約から2年超経過し、保険期間満了日または解約日の翌日から起算して1か月以内等)であれば、告知書の提出なしで、新しいご契約(積立利率変動型終身保険等)へご加入いただけます。

※保険期間満了時または解約時の保険金額をこえる場合等、当社所定の制限によりお取り扱いできない場合があります。
※新しいご契約の保険料は、そのご契約に加入される日における被保険者の年齢および保険料率により定めます。

健康で快適な生活を応援します!

三井住友海上あいおい生命の保険
満点生活応援団 に関するさまざまなご相談についてお



健康・医療 相談



健康や医療に関するご相談に資格をもった相談員がお応えします。

- 看護師 ● 保健師 ● 管理栄養士
- 助産師 ● ケアマネージャー

年中無休 24時間受付

- 臨床心理士 ● 精神保健福祉士
- 産業カウンセラー

平日9時～21時 土曜10時～18時
(祝日・年始を除く)

暮らしの 相談



育児・子育てに関するお悩み、日常生活上のトラブル等、暮らしに関するさまざまなご相談にお応えします。

- 看護師 ● 保健師

年中無休 24時間受付

平日10時～17時(祝日・年末年始を除く)

- 弁護士 ● 税理士
- ファイナンシャル・プランナー
- 社会保険労務士 ● 獣医師 等

平日10時～17時(祝日・年末年始を除く)

介護相談

公的介護保険制度のしくみや介護に関するお悩みに看護師等の専任の相談員がお応えします。

- 看護師 ● 保健師
- ケアマネージャー

年中無休 10時～22時

サービス受付 の電話番号

● 各種相談は、満点生活応援団専用のお電話にて承ります。満点生活応援団の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券同封のご案内、年1回お届けする「ご契約内容のお知らせ」をご覧くださいか、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

● サービス受付の際には、ご契約の「証券番号」を確認させていただきますので、保険証券をお手元にご用意ください。

にご加入いただいたお客さまへ、健康・医療、暮らし、介護に 応える“満点生活応援団” (通話料無料) をご提供しています。

看護師相談

- ▶ 一般的なご相談
- ▶ 女性専門医の情報提供
- ▶ 三大疾病専門相談
- ▶ おくすり相談

各種検診機関紹介
 (一部割引)

- ▶ 人間ドック
- ▶ 脳ドック検診
- ▶ PET検診

ヘルスチェックサービス
 (検診キット)

メンタルヘルス相談



さらに お客さまのお悩み
 に応じたサービス

メディカルオピニオン
 サービス

予約制

医療機関総合情報提供

予約制

紹介状発行サービス

予約制

育児・子育て相談

暮らしの情報提供

パソコン・デジタル家電相談

税務相談

ペット相談

予約制

暮らしのトラブル相談

予約制

年金・資産運用相談

相談により
 予約制

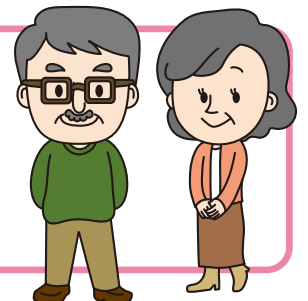
社会保険労務士相談

予約制



介護相談

介護・福祉総合情報提供



※「満点生活応援団」は、当社の保険商品の保障の一部
 ではありません。
 当社が提携する株式会社保健同人社およびダイヤル・
 サービス株式会社が提供するサービスです。
 ※サービスの内容、受付時間等は2016年5月現在の
 のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※海外からのご利用はできません。また、一部のサービス
 について、ご希望の地域によってはご紹介できない
 場合があります。

お客さま



満点生活応援団


健康・医療、
 暮らし、介護に
 関するご相談

情報提供・
 問題解決

専門
 スタッフ

多様な
 サービス
 メニュー

豊富な
 専門情報

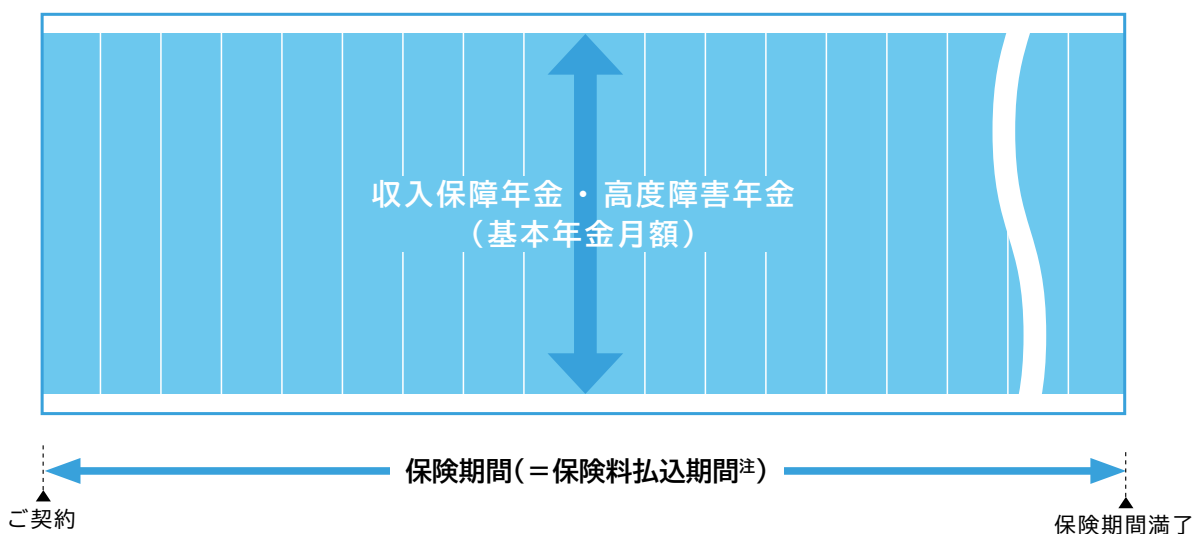
- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については  「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特徴

死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態になられたとき、保険期間満了まで年金を毎月お支払いします。

2 商品（主契約）のしくみ

〈定額型・B型の場合〉



■年金の型および保険契約の型は次のとおりです。

年金の型	保険契約の型	給付の種類
定額型	A型	収入保障年金、高度障害年金、無事故給付金
	B型	収入保障年金、高度障害年金
増額型	B型	収入保障年金、高度障害年金

※具体的なご契約の内容（基本年金月額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「[申込書](#)」や「[保険設計書](#)」等でご確認ください。

注 保険料払込期間については、保険料をお払込みいただく期間が保険期間よりも短い（短期払）タイプもお取扱いします。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

年金・給付金		お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
A B 型 型	収入保障年金	死亡されたとき	年金月額 ●お支払事由に該当された時を第1回年金支払日として年金月額をお支払いします。以後保険期間満了時までお支払事由に該当された日の月単位の応当日に年金月額をお支払いします。 〈定額型〉 基本年金月額と同額 〈増額型〉 第1保険年度 …基本年金月額と同額 第2保険年度以降…基本年金月額に対して、保険年度ごとに3%の複利で増加した額 なお、年金月額の増加は、基本年金月額の3倍が限度となります。
	高度障害年金	約款所定の高度障害状態になられたとき	
	無事故給付金	保険期間満了時に生存されているとき	基本年金月額と同額（1か月分）

- 収入保障年金または高度障害年金を保険期間満了（最低支払保証期間を含む）までお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 収入保障年金・高度障害年金は、重複してお支払いできません。
- 年金のお支払事由が発生したときは、以後の保険料のお払込みは不要です。
- 年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が「最低支払保証期間」に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、5年（60回）と2年（24回）があります。
- 高度障害年金が支払われた場合、無事故給付金はお支払いできません。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

④ 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合があります。

死亡・障害状態を対象とする特約

特約の名称	保険金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害割増特約	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ●約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金額
	災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ●約款所定の特定感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金額と同額
新傷害特約	災害保険金	次のいずれかに該当されたとき ●不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ●約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害保険金額
	障害給付金	不慮の事故で180日以内に約款所定の障害状態になられたとき	約款所定の障害給付金額

新傷害特約

- 障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて災害保険金額の100%を限度とします。
災害保険金をお支払いする際、同一事故による障害給付金があれば、これを差し引いてお支払いします。

入院・手術を対象とする特約

特約の名称	給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
新災害入院特約	災害入院給付金	不慮の事故で180日以内に継続して2日以上入院されたとき	災害入院給付日額 × 入院日数
新疾病入院特約	疾病入院給付金	病気で継続して2日以上入院されたとき	疾病入院給付日額 × 入院日数
	手術給付金	病気やケガで約款所定の手術を受けられたとき	疾病入院給付日額 × 給付倍率(手術の種類により、40・20・10倍)
新成人病入院特約	成人病入院給付金	約款所定の成人病で継続して2日以上入院されたとき	成人病入院給付日額 × 入院日数
	成人病手術給付金	約款所定の成人病で手術を受けられたとき	成人病入院給付日額 × 給付倍率(手術の種類により、40・20・10倍)
新女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金	約款所定の特定疾病で継続して2日以上入院されたとき	女性疾病入院給付日額 × 入院日数
	女性疾病手術給付金	約款所定の特定疾病で手術を受けられたとき	女性疾病入院給付日額 × 給付倍率(手術の種類により、40・20・10倍)

入院給付金について

(災害入院給付金・疾病入院給付金・成人病入院給付金・女性疾病入院給付金)

- 災害入院給付金は、同一の不慮の事故で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。
ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- 疾病入院給付金・成人病入院給付金・女性疾病入院給付金は、同一の病気で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。
ただし、各入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 疾病入院給付金のお支払事由が発生しても、災害入院給付金のお支払いがある間は、重複してお支払いできません。
- 支払限度の型については次の型があります。

支払限度の型		60日型	180日型	730日型	1,095日型	
支払限度 日数	災害入院給付金 疾病入院給付金 成人病入院給付金 女性疾病入院給付金	1回の入院につき	60日	180日	730日	1,095日
		保険期間を通じて(通算)	1,095日			

手術給付金について (手術給付金・成人病手術給付金・女性疾病手術給付金)

- 各手術給付金のお支払回数に限度はありません。ただし、一部の手術（ファイバースコープによる手術等）は、**60日間に1回の給付限度があります。**
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられても各手術給付金は**お支払いできません。**
- 同時に2種類以上の手術を受けられた場合、そのうちもっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ各手術給付金をお支払いします。

保険料払込免除特約

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

		払込免除事由
特定疾病	悪性新生物（ガン）	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 ●上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等） ●皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン ●責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。
特定障害状態		病気やケガで約款所定の特定障害状態になられたとき
要介護状態		病気やケガで約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
- 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。
- ご契約者が法人の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

区分料率適用特約

- 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。
- 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を主契約に付加することで、保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
※健康優良割引を適用する場合、三井住友海上あいおい生命の定める契約引受基準において、健康状態および身体状態が良好と認められる必要があります。
※健康優良割引は、基本年金月額等によっては適用できない場合もあります。

5 解約返戻金について

保険料払込期間中に解約した場合には解約返戻金はありません。

ただし、保険料払込期間が保険期間よりも短い場合、保険料払込期間満了後に解約返戻金が発生する場合があります。（すべての保険料が払い込まれていないときは、解約返戻金がありません。）解約返戻金があるときは、保険料払込期間満了後、解約返戻金は期間の経過とともに減少し、保険期間満了時には0（ゼロ）となります。

6 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

7 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている定期保険（&LIFE 収入保障保険）です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会（JCV）」へワクチン等の購入費用を寄付します。

© JCV

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客様サービスセンター TEL:0120-324-386（無料）
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）
<http://www.msa-life.co.jp>

【MS】B0464 【AD】90-464 120,000 2015.12.01（改→）62 登2015-A-414（2016.5.2）